<u>説明資料(自治労)</u>

2016年度

「自治体臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件制度調査結果報告」 (9/26 中間集約)

<調査概要>

- 1. 調査基準日 2016年6月1日
- 2. 調査対象の自治体

自治労加盟単組のある自治体(※1349 自治体) ※1349 自治体は、2012 年(前回)調査時の各県自治体集計数

3. 調査対象の臨時・非常勤等職員

 【共通設問】 2016年6月1日在職のすべての臨時・非常勤
※臨時職員(地公法22条)、特別職非常勤職員(同3条3項3号)、 一般職非常勤職員(同17条)のほか、任期付フルタイム職員、 任期付短時間勤務職員、育児休業代替職員を含む。 (再任用職員は正規職員に含む)

【職種別設問】職種は①保育士、②学校給食調理員、③図書館職員、④看護師、 ⑤ケースワーカー、⑥一般事務職 対象は、週勤務 20 時間以上の臨時・非常勤のうち、最も一般的な ケース(常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者)

4. 有効回答

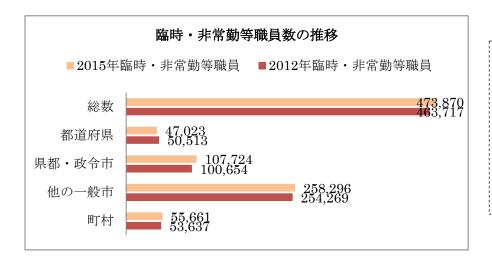
【共通設問】 有効回答 538件(自治体) 有効回答率 約40%

【職種別設問】保育士:428件(自治体)、学校給食調理員:336件、

図書館職員:357件、看護師:304件、ケースワーカー:100件、

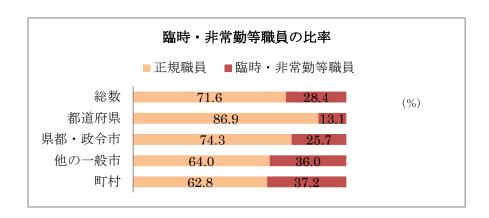
一般事務職:526件

◆臨時・非常勤等職員数 (第 12 回「自治労組織基本調査」より) 自治労加盟単組がある自治体の臨時・非常勤等職員数は、47 万人



※第 12 回「自治労組織基本調査」 (2015年6月30日 基準日:自治労加盟 2704組合対象有 効回答率99.8%)

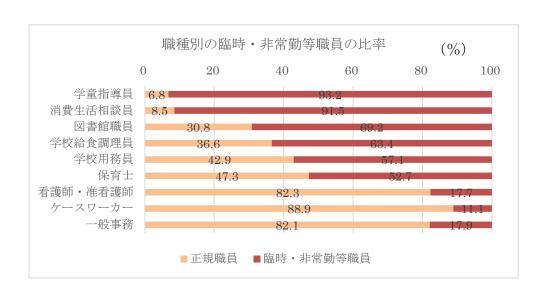
◆臨時・非常勤等職員の比率(第 12 回「自治労組織基本調査」より) 一般市では 36.0% 町村では 37.2%



I 共通設問

◆職種別の臨時・非常勤等職員の比率

<u>学童指導員・消費生活相談員は9割、図書館職員・学校給食調理員・学校用務員・保育士</u>は6割が臨時・非常勤等職員。いまや、行政サービスの重要な担い手となっている



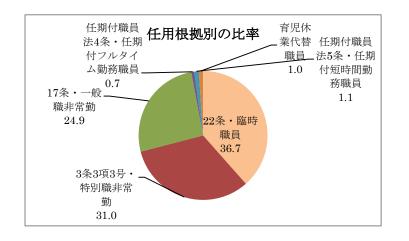
◆月給の賃金分布

月給 16 万円~18 万円未満が最多層



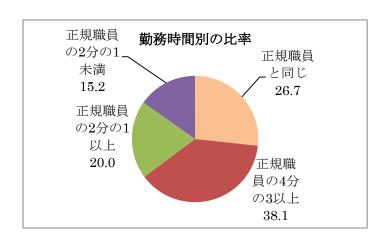
◆任用根拠別の比率

臨時職員が36.7%、特別職非常勤が31.0%、一般職非常勤が24.9%



(%)

◆勤務時間別の比率 週勤務時間3/4以上は、65%



(%)

※数値については、最終集約の結果、変動する場合があります

◆2014 年総務省通知後の処遇改善もしくは制度変更の有無 通知後、「通勤手当」「時間外手当」に、一定の処遇改善の効果あり。再度任用のルール化 も前進。一方、更新回数を設定する自治体も

※処遇改善・制度変更「あり」の回答(%)

	通勤手当	時間外手当	空白期間	育児休暇	再度任用	更新回数の設定	任用根拠の変更	件 数
総計	24. 2	10. 6	6. 1	10. 2	11.9	8. 9	5. 2	538
都道府県	40. 0	26. 7		20. 0	6. 7	6. 7	13. 3	15
県都·政令市	25. 0		5. 0	15. 0	5. 0	10.0	5. 0	20
他の一般市	23. 6	8. 4	7. 2	10.8	11.6	8.8	8. 0	250
町村	23. 7	12. 6	5. 5	8. 7	13. 0	9. 1	2. 0	253

◆2014 年総務省通知後-任用根拠の変更 通知後、「任用根拠の変更あり」が 28 件

【任用根拠の変更内訳】

特別職から一般職への変更が5割

特別職 → 一般職・17条 35.7%

一般職・22条 10.7%

任期付職員 3.6%

Ⅱ 職種別設問

◆雇い入れ時の時給

一般事務 869 円、学校給食 888 円、図書館 893 円、保育士 1035 円

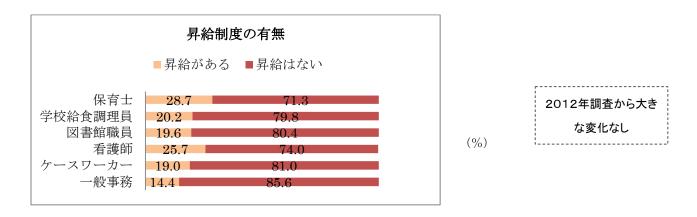
	800円	800円以上900円	900円 以上 1000	1000 円以上 1500	1500 円以上 2000	2000	無回答	件数	中央 値・円	平均 値・円	2012 年 調査
保育士	2.3	未満 19.9	円未満 41.2	円未満 36.6	円未満			216	967	1,035	925 円
学校給食調理員	13.8	53.2	26.6	6.4				203	868	888	844円
図書館職員	20.6	43.1	28.1	7.5	0.6			160	868	893	844 円
看護師	2.0	3.9	11.8	64.7	16.3	0.7	0.7	153	1,247	1,286	
ケースワーカー	14.3	28.6	19.0	33.3	4.8			21	938	1,031	
一般事務	25.2	54.9	13.6	5.6		0.6		337	845	869	819円

◆雇い入れ時の月給

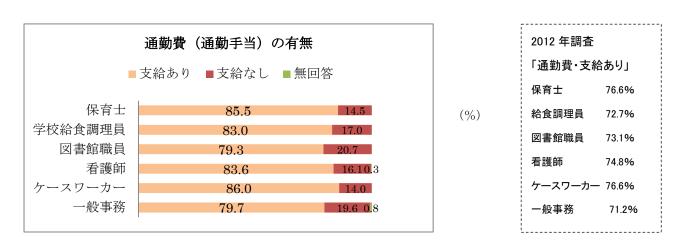
保育士、学校給食、図書館、ケースワーカー、一般事務の最多層は 14 万円~16 万円未満

	10万円未満	10万 円以上 12万 円未満	12万 円以上 14万 円未満	14万 円以上 16万 円未満	16万 円以上 18万 円未満	18万 円以上 20万 円未満	20万 円以上 25万 円未満	25 万	件数	中央 値·万 円	平均 値・万 円	2012年調査から大きな変化な
保育士	0.5	1.9	3.8	37.7	36.8	13.7	5.2	0.5	212	16.3	16.6	かか
学校給食調理員	2.3	9.0	28.6	39.8	15.8	3.0	1.5		133	14.5	14.5	ら大
図書館職員	0.5	4.6	15.7	48.2	20.8	7.1	3.0		197	15.2	15.4	きな
看護師		2.0	2.0	17.2	17.9	25.2	30.5	5.3	151	18.9	19.2	変化
ケースワーカー		3.8	8.9	26.6	24.1	13.9	21.5	1.3	79	16.9	17.5	なし
一般事務	2.1	9.0	21.7	43.9	13.8	6.9	2.6		189	14.8	14.8	1

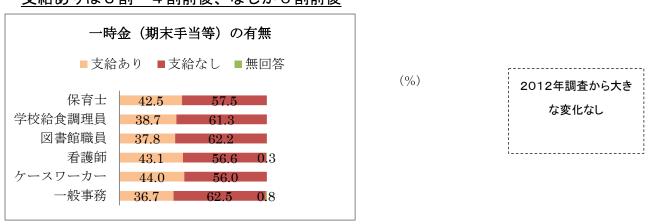
◆昇給制度の有無 昇給制度のある自治体は2割前後、7~8割の自治体で昇給はない



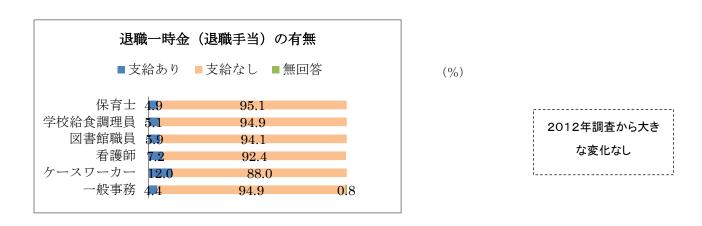
◆通勤費(通勤手当)の有無 支給ありは8割台、なしが2割程度



◆一時金(期末手当等)の有無 ※寸志程度のものを含む 支給ありは3割~4割前後、なしが6割前後



◆退職一時金(退職手当)の有無 支給なしは8割~9割



◆雇用年数の上限

4割~5割の自治体で「上限をもうけていない」

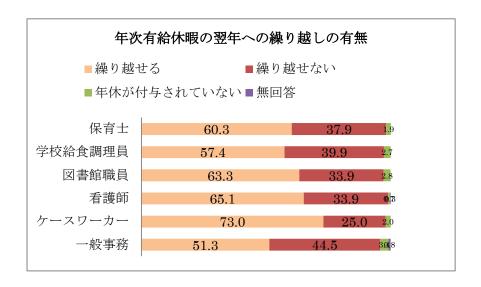
<u> </u>													
	1年	2 年	3 年	4年	5年	5 年を	上限	無回答	件数	上限	(%)		
	1 4	2 +	3 4	**	3 4	越える	なし		IT XX	あり計			
保育士	14.7	0.9	12.4	0.9	15.7	3.5	51.9		428	48.1			
学校給食調理員	12.8	0.9	9.8	1.2	14.0	2.4	58.9		336	41.1			
図書館職員	9.8	2.0	14.6	1.4	18.5	3.6	50.1		357	49.9			
看護師	11.8	1.6	11.5	1.3	12.8	3.3	57.2	0.3	304	42.3			
ケースワーカー	6.0	1.0	15.0		28.0	5.0	45.0		100	55.0			
一般事務	20.2	3.6	16.0	1.1	12.4	1.7	44.3	0.8	526	55.0			

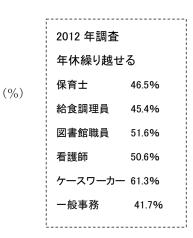
◆雇用更新時の空白期間の有無と期間

6割~8割の自治体が「空白期間はない」

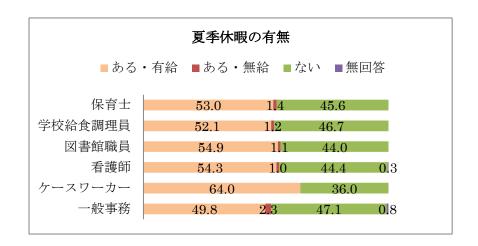
	ある・ 1週間 以内	ある・ 1 か月 以内	ある・ 3 か月 以内	ある・ 3 か月 超	空白 期間 ない	無回答	件数	空白 期間 あり計	(%)	2012 年調査 空白期間 あり
保育士	15.7	10.0	1.9	2.8	69.6		428	30.4		32.1%
学校給食調理員	13.7	10.7	2.4	1.5	71.7		336	28.3		36.5%
図書館職員	12.6	4.8	0.8	2.5	79.3		357	20.7		25.9%
看護師	13.5	6.6	1.3	2.3	76.0	0.3	304	23.7		25.8%
ケースワーカー	7.0	3.0	1.0	6.0	83.0		100	17.0		16.5%
一般事務	14.4	12.4	2.5	4.0	66.0	0.8	526	33.3		36.3%

◆年次有給休暇の翌年への繰り越しの有無 翌年へ繰り越せる自治体が5割~7割。 2012年に比べ若干改善するものの、依然、最低基準を下回るケースも





◆夏季休暇 夏季休暇は、「ある」が4割~6割

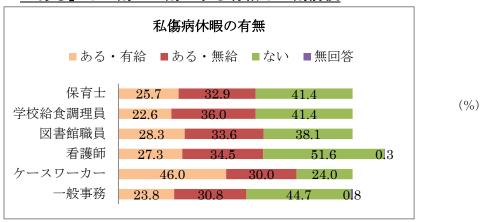


(%)

※数値については、最終集約の結果、変動する場合があります

◆私傷病休暇

「ある」は5割~7割 うち有給は2割前後



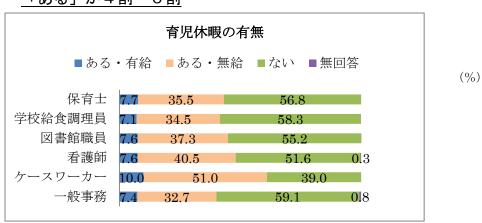
◆忌引き休暇

「ある」が7割前後



◆育児休暇

「ある」が4割~6割



以上

自治体で働く臨時・非常勤等職員の処遇改善を求めて

第5回地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会 全日本自治団体労働組合

◇手当支給を可能とする地方自治法改正

- ・現行の地方自治法においては、常勤職員には給料・手当の支給(204条)、非常勤職員には報酬・費用弁償を支給(203条の2)とされ、非常勤職員、フルタイムでない臨時職員には、期末手当、退職手当など諸手当が支給できないと解釈されている。
 - ⇒非常勤職員に諸手当が支給されないことが、常勤職員との賃金格差の要因 の一つとなっている。
 - ⇒国の期間業務職員は、期末手当など諸手当の相当額が給与として支給されている。
 - ⇒常勤・非常勤、任用根拠(特別職・一般職・臨時職員)、職種の相違に関わらず、すべての職員について、手当が各自治体の判断で支給できるよう地方自治法の改正を求める。

◇パートタイム労働法の公務への適用

- ・1993 年に施行されたパートタイム労働法は、国家公務員、地方公務員、船員 を適用除外としている。適用除外の理由は「勤務条件が法令等により定めら れている国家公務員や及び地方公務員には、その施策がそもそもなじまない」 とされている。
- ・地方公務員法においては、平等取扱いの原則(第 13 条)、職務給の原則(第 24 条)などが示されている。
- ・2014 年パートタイム労働法改正では、衆・参両議院において附帯決議が ⇒地方公務員に関する法令や自治体条例などに、パートタイム労働法の趣旨 が十分に反映されているとは言えず、均衡の取れた待遇の確保は進んでいない。 ⇒多くの自治体において臨時・非常勤等職員の給料、報酬は、低位に固定さ れており、その実態は「官製ワーキングプア」とも呼ばれていて、常勤職員と の格差が大きい。
 - ⇒教育訓練や福利厚生の対象となっていない。
 - ⇒労働契約法やパートタイム労働法での均等待遇の趣旨が自治体の臨時・非 常勤等職員にも適用されるよう、法改正を行う必要がある。

◇本格的短時間勤務職員制度の確立

- ・臨時・非常勤等職員のうち、特別職(地公法第3条第3項3条)または一般職非常勤(地公法第17条)の非常勤職員については、法律上なんら、臨時的(時限的)業務として想定してしないにも関わらず、原則1年と会計年度を区切っての任用であり、雇用不安、雇止め発生の直接の原因になっている。
- ・任期付短時間勤務職員制度は、原則3年、最大5年以内という任期の定めがあり(任期付職員法6条2項)、雇用不安は拭えず、自治体においても活用は広がっていない。
- ⇒新たに短時間勤務を前提とした制度を設け、給与や労働条件等について常勤 職員と均等とする本格的短時間勤務職員制度の創設を求める。